



高根沢町告示第169号

入札公告

一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年11月1日

高根沢町長 加藤 公博



1 入札対象事業

入札番号	1021
業務名	高根沢町上下水道事業包括的業務委託
履行箇所	高根沢町内
業務概要	(1) 上下水道施設の運転管理、保守点検、水質管理、物品管理調達等 (2) 水道料金、下水道使用料等に係る窓口業務、開栓、閉栓、検針、料金収納業務等
履行期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
予定価格	¥840,565,000- (内消費税額¥76,415,000-)
入札方法	郵便入札

2 一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参加形態	単独又は共同企業体 【共通要件】 (1) 法律行為を行う能力を有していること (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しないこと (3) 会社更生法、民事再生法に基づく法的手続きを行っていないこと (4) 手形交換所又は電子交換所による取引停止処分を受けたものは、取引停止処分から起算して2年を経過していること (5) 国税又は地方税を滞納していないこと (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団員ではないこと。又は、暴力団若しくはその構成員、又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと (7) 高根沢町競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間でないこと
------	--

	<p>(8) 単独で応募した者は他の共同企業体の構成員になることは出来ないこと</p> <p>(9) 複数の共同企業体において、同時に構成員になることは出来ないこと</p> <p>【共同企業体に係る要件】</p> <p>(1) 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること</p> <p>(2) 構成員の最小出資比率は20%以上とすること</p>
本店・営業所	日本国内に会社法に基づき設置された本店があること
配置技術者	<p>次の(1)から(5)までに定める有資格者を配置できること。</p> <p>(1) 総括責任者  ※公共下水道終末処理場の運転管理業務従事者から選出すること  ・下水道法施行令第15条の3に定める資格  ・安全衛生推進者または相当以上の資格</p> <p>(2) 農業集落排水処理施設運転管理業務従事者  ・浄化槽法第10条第2項の規定による技術管理者資格</p> <p>(3) 水道施設運転管理業務従事者  ・水道浄水施設管理技士3級または相当以上の資格もしくは浄水場運転管理業務について、5年以上の実務経験を有する者</p> <p>(4) 施設等の運転管理業務に必要な次の法的資格を有する従事者  ・電気工事士法に定められた第1種電気工事士、または認定電気工事従事者講習修了者  ・電気事業法に定められた電気主任技術者  ・水道法第19条並びに水道法施行令第7条の規定による水道技術管理者</p> <p>(5) 水道料金業務責任者  ・業務概要(2)と同種または類似の業務について5年以上の実務経験のある者</p>
業務実績	<p>高根沢町物品等入札参加資格者名簿に登録があり、次に掲げる要件を満たしていること(共同企業体における(1)(2)(3)の要件については、共同企業体の構成員のうち出資比率が最大のものに限り)</p> <p>(1) 地方自治体の分流式下水道終末処理場において、現有処理能力11,000m<sup>3</sup>/日以上、かつ水処理、汚泥処理を一連とする運転管理業務に関して、平成29年4月1日以降において2年以上の実績を有すること</p>

	<p>(2) 地方自治体の水道施設において、処理能力21,000m<sup>3</sup>/日以上（地下水を水源としているものを含む）の施設の運転管理業に関して、平成29年4月1日以降に2年以上の実績を有すること</p> <p>(3) 令和4年11月1日時点において、本店・支店・営業所のいずれかが下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録してあること</p> <p>(4) 地方自治体の水道施設において料金業務に関して、平成29年4月1日以降に2年以上の実績を有すること</p>
入札書等の提出	<p>(1) 入札に際し提出する書類は、入札書及び積算内訳書とする</p> <p>(2) 提出方法は、高根沢町郵便入札実施要綱（平成19年高根沢町告示第7号）の規定による</p> <p>(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること</p> <p>(4) 積算内訳書は、入札価格の積算基礎であり、設計書の項目と同項目で作成され、かつ入札価格との整合したものであること</p> <p>(5) 積算内訳書は、入札及び契約上の権利を生じさせるものではない</p> <p>(6) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、積算内訳書等を公正取引委員会等に提出する</p> <p>(7) 郵送された入札書の引換え、又は変更は認めない</p> <p>(8) 当該公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする</p>

### 3 入札日程等

入札参加申請書等受付期間	<p>令和4年11月30日（水） 16：00までに郵送又は持参</p> <p>※郵送の場合は必着</p> <p>提出先：高根沢町総務課 契約係</p>
設計書等閲覧期間	<p>令和4年12月1日（木）以降にホームページで公開</p>
質問の受付期間	<p>令和4年12月5日（月） 16：00までにFAX</p> <p>提出先：高根沢町上下水道課</p>
質問への回答	<p>令和4年12月7日（水）</p>

入札書提出方法	令和4年12月26日（月）までに高根沢郵便局に到達（局留） ※高根沢町郵便入札実施要綱を参照
開札日時	令和4年12月27日（火） 14：00から 場所：高根沢町役場 第1・第2会議室（本庁第3庁舎2階）

#### 4 入札参加申請について

申請方法	<p>入札への参加を希望する者は入札参加申請書等受付期間内に（1）から（5）までの書類を提出すること</p> <p>（1）一般競争入札参加申請書</p> <p>（2）共同企業体協定書（入札参加者が共同企業体の場合）</p> <p>（3）契約書や仕様書等で維持管理等の業務実績を証する書類（写し可）</p> <p>（4）配置予定技術者名簿及び技術者の資格を証する書類（写し可）</p> <p>※雇用関係を証明する書類を添付すること</p> <p>（5）国税及び町税に滞納がないことを証する次の書類（発行から3ヶ月以内のもの、写し可。共同企業体にあつては全構成員分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法人税、消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）</li> <li>・高根沢町税務課が発行する完納証明書（高根沢町内に事業所や所有物件があり、課税されている場合のみ）</li> </ul> <p>提出先：高根沢町総務課 契約係</p>
------	--

#### 5 入札及び契約に係る保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上

※詳細は高根沢町契約事務規則を参照

#### 6 入札の辞退

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（高根沢町郵便入札実施要綱様式第4号）を提出すること。なお、入札書を郵送した後であっても、開札の開始までは辞退することができる。

#### 7 担当課

##### （1）公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係（TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409）

##### （2）業務内容について

高根沢町上下水道課 建設整備係（TEL 028-675-2449 FAX 028-675-2445）